



— 宇多津町老朽危険空き家除却支援事業 —

老朽危険空き家除却支援事業補助 の 制度について

周辺の住環境に影響を及ぼすおそれのある「老朽化し危険な空き家」の取壊し(除却)に対し、補助金を交付する制度です。

補助対象となる空き家

- (1) 町内に存する老朽危険空き家であり、住宅の腐朽・破損の程度が町の定めた基準を超えていること。
- (2) 公共事業等による移転、建替え等の補償対象となっていないもの。
- (3) 不動産販売、不動産貸付又は駐車場等を業とするものが当該業のために除却を行うものでないこと。
- (4) 補助金の交付決定の日において、除却工事に着手していないこと。
- (5) 補助対象となる空き家の一部を除却する工事でないこと。
- (6) 補助対象となる空き家の建替えを目的とした工事でないこと。

※(1)については、町担当者が現地を調査し、判断します。

補助対象者

- (1) 補助対象となる空き家を所有している方又はその法定相続人
- (2) (1)の方から除却について同意を得ている方

補助対象事業

- (1) 香川県内に事業所を有する事業者が行う除却工事が対象となります。
- (2) (1)の事業者は建設業法等の許可を受けた建設業者又は解体工事業者。

補助金の額

- (1) 補助対象経費又は国が定める標準建設費等の通知における除却工事費のいずれか少ない額に10分の8を乗じて得た額(1,000円未満の端数切捨て)とし、160万円を上限とします。
- (2) 補助対象経費の内、家財道具・機械及び車両等の処分に係る費用は対象外となります。

手続きの流れ

- 補助を希望される場合は、必ず宇多津町地域整備課(電話0877-49-8012)まで事前に相談をお願いします。
- 補助金の交付は、各年度の補助金総予算の範囲内となります。
- 補助の申請には、補助金交付申請書の他、複数の書類が必要となります。詳しくは事前相談の際にお問い合わせください。

問い合わせ先

- **地域整備課 電話 0877-49-8012**





宇多津町老朽危険空き家除却支援事業 手続きフロー

